官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○日本銀行の歳入金等の受入に関する特別取扱手続の一部を改正する省令（財務四七）　一
〔その他告示〕
○電気通信事業法施行規則第二十二条の二の七第三項の規定による届出があったので告示する件（総務一四六、一四七）　二
○電気通信事業法施行規則第二十二条の二の七第一項の認定を取り消した件（同一四八）　三
○保安林の指定をする件（農林水産六〇七～六一二）　五
○都市計画に関する件（国土交通三一六、三一七）　六
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により特別評価方法認定をした件（同三一八、三一九）
○運輸審議会から答申があった件（同三二〇）
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛八九～九六）
○道路に関する件（東北地方整備局四七、四八）　七
○道路に関する件（関東地方整備局一五二）　八
○道路に関する件（四国地方整備局三一）　八
○最高裁判所の裁判官たる皇室会議の議員の予備議員の補欠者を決定した件（最高裁一）　九
〔国会事項〕
〔人事異動〕
内閣　法務省　出入国在留管理庁　公安調査庁　一〇
〔叙位・叙勲〕　一〇
〔公　告〕
諸事項　一〇
官庁　一〇
財団関係　一〇
裁判所　一〇
相続、公示催告、失踪、破産、免責、再生、所有者不明関係　一〇
特殊法人等　一〇
文部科学省共済組合定款の一部変更関係　一〇
会社その他　三〇

省令

○財務省令第四十七号

予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第百六条第一項の規定に基づき、日本銀行の歳入金等の受入に関する特別取扱手続の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月十六日

財務大臣　加藤　勝信

日本銀行の歳入金等の受入に関する特別取扱手続の一部を改正する省令

日本銀行の歳入金等の受入に関する特別取扱手続（昭和二十四年大蔵省令第百号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを削る。

改正後	改正前
第三条　［略］ ［２・３　略］ ４　指定代理店は、前項の規定により日本銀行歳入代理店から領収済通知書の送付を受けたときは、当該領収済通知書に記載されている領収した歳入金に関する事項及び当該領収済通知書の画像情報を光学読取式電子情報処理組織（日本銀行の委託を受けて、歳入金の収納に関する事務を処理するため、取りまとめ指定代理店（歳入代理店である郵便貯金銀行の営業所であつて日本銀行が指定したものをいう。以下同じ。）に設置される電子計算機と指定代理店に設置される光学文字読取装置、画像出力装置及び電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して取りまとめ指定代理店に通知しなければならない。	**第三条**　［同上］ ［２・３　同上］ ４　指定代理店は、前項の規定により日本銀行歳入代理店から領収済通知書の送付を受けたときは、当該領収済通知書に記載されている領収した歳入金に関する事項を光学読取式電子情報処理組織（日本銀行の委託を受けて、歳入金の収納に関する事務を処理するため、取りまとめ指定代理店（歳入代理店である郵便貯金銀行の営業所であつて日本銀行が指定したものをいう。以下同じ。）に設置される電子計算機と指定代理店に設置される光学文字読取装置、画像出力装置及び電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して取りまとめ指定代理店に通知しなければならない。ただし、必要があると認められる場合においては、当該領収済通知書に記載されている住所、氏名その他の領収した歳入金に関する事項を記録した第一号書式、第二号書式又は第三号書式による領収済通知書を光学読取式電子情報処理組織を使用して作成し、当該歳入を取り扱つた歳入徴収官に送付しなければならない。